

渋谷区立笹塚小学校「いじめ防止対策基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法により、人権尊重の理念に基づき、笹塚小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定する。

- 【いじめの定義】**
- ・ 行為をした者（A）も、行為の対象となった者（B）も、児童であること
 - ・ AとBの間に、一定の人間関係があること
 - ・ Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
 - ・ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を、全教職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示していく。

2. いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー等で組織する、いじめ防止等の対策のための校内組織「笹塚小学校いじめ防止対策委員会」を設置していじめの未然防止や早期対応にあたる。委員会はいじめ案件の有無に関わらずふれあいアンケートの実施時期に合わせて定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催するものとする。事実確認や指導対応は常に複数の教員で行い、委員会を通じて全教員で情報を共有する。

3. いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する取組

【学校全体としての取組】

		児童にかかわる取組	保護者との連携・依頼
いじめの 未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○ 全教育活動を通じた人権尊重教育の充実 ○ 道徳の指導の充実による正しい判断力の育成 ○ 友達のよいところを見付ける姿勢を育成 ○ コミュニケーション能力の育成による、学級・学校でのよりよい人間関係づくり ○ 担任をはじめ教員との信頼関係の構築と、相談しやすい学級の雰囲気づくり ○ 安心できる学級づくりと豊かな体験活動の充実 ○ いじめ防止に関する授業を、全学級で年間3回以上実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何でも話せる親子関係の構築 ○ 家庭・学校・社会のルールへの尊重と、携帯電話やインターネット、ゲーム等の情報機器の使用の約束づくり ○ 保護者同士のよりよい人間関係づくり ○ 個人面談における保護者からの情報を指導に生かす
いじめの 早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団から離れている児童への声かけ ○ 日々の友達関係の悩みを相談できる体制づくり（担任・養護教諭・スクールカウンセラー等） ○ 年3回のふれあい月間（いじめ防止強化月間）アンケートや個別面談での情報収集 ○ 児童の作品や持ち物等へのいたずらの早期発見、早期対応 ○ スクールカウンセラーによる、5・6年児童への全員面接の実施 ○ 児童タブレットのデスクトップにある「そうだん」アイコンからの関係諸機関への連絡方法の提示、SOSの出し方の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持ち物、服装の汚れや破損・紛失、けがのチェック ○ 日常的な子供との会話の中で、気になることに気付く目をもってもらう ○ 学校の話をしたがらなくなる子供への対応と、学校へ行きたがらなくなる子供への対応等、学校と情報を共有する ○ 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ発見のチェックシート」をホームページに公開したり保護者会で配布したりする等、保護者もいじめの兆候を発見しやすくするための啓発を行う ○ 学級で確認した事実を伝える
いじめの 早期対応	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害児童および知らせてきた児童については、絶対を守るという姿勢を伝える ○ 本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害児童被害状況の把握と、養護教諭やスクールカウンセラー等による適切な初期対応 ○ 被害を継続させない、全教職員による体制づくりの確認（行為が明確でない場合も、継続したいじめ防止体制を構築する） ○ いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情を聞き取っていく ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針や取組への理解・協力を求める

いじめの早期対応	加害児童	<ul style="list-style-type: none"> ○ やったことの実事確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪行為が明確でない場合も、毅然とした指導で関係する児童に事実確認を行う →「いじめ対応記録」に記入 ○ いじめの原因や背景の調査・把握、改善による根本的解決 ○ 関係機関(警察・児童相談センター等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える ○ 事実を冷静に受け止め、わが子の言い分を聞くよう伝える ○ 被害児童への、誠意ある謝罪等の対応をすることを伝える
	直接関係がない児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じであることを強く指導する ○ 友達に流されず、正しく判断して自分の意思で正しい行動ができることの大切さを指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の子供が関わっていなくとも、いじめに関する情報は、学校に連絡するよう伝える ○ どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意思を育むよう伝える
いじめ解決の判断	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者に関する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当期間継続していること(相当の期間とは、3か月を目安とする) ○ 被害者本人及びその保護者から、心身の苦痛を感じていないことが確認できていること 		

【家庭や地域との連携】

家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の子供に関心をもち、子供のストレスや不安に早期に気付く ○ よいこと・悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する ○ 子供と日常的・積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を素直に話し合う ○ 自分がされたくないことは人にもしないという、相手の立場を大切にすることをしっかり教える
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域の中で子供は育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し地域の教育力を高めていく ○ 子供たちへの積極的なあいさつ、声かけを励行する ○ 地域行事への子供たちの積極的参加を保護者にも呼びかける ○ 気になる子供の言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する

4. 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) 生活指導夕会(毎週木曜日実施)や児童に対して行う「いじめ等の未然防止と早期発見アンケート」(年間3回実施)を通して、いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態を発見した場合は速やかに教育委員会に報告する。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、渋谷区教育相談室、渋谷区子ども家庭支援センター、東京都児童相談所等、関係機関と連携して対応する。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、代々木警察署と連携して対処する。
- (4) 子ども家庭支援センターの職員による講演会を開催し、子供を取り巻く問題についての研修を実施する。
- (5) セーフティ教室においてNTTやDeNA等の企業による「SNSのトラブル」で、ネットいじめについて指導する。

5. 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、被害児童とその保護者に対する支援や、加害児童とその保護者に対する指導を行う。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

6. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、被害児童の保護を第一に、加害児童に対して適切に懲戒を加えることがある。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、加害児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7. 重大事態への対応 いじめ総合対策【第2次】上巻[学校の取組編]P.63~参照

以下に示す重大事態が発生した場合は、校長は教育委員会を通じて事態の発生を区長に報告するとともに、速やかに笹塚小学校いじめ防止対策委員会を招集し、迅速に対処にあたる。被害の状態によっては、委員以外の教員や外部機関の専門家等も加え、また警察も含めた関係諸機関との連携を図りながら対応する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間(目安としては30日間)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 調査・対応等の状況に関しては、適宜教育委員会への報告を行うとともに、関係者への情報提供や説明を丁寧に行う。

8. 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等については、学校評価の評価項目に位置付けて自己評価を行うとともに、学校関係者評価委員会に諮って意見を求め、改善を図っていく。

未然防止・早期発見に向けた年間取組計画

	取組（・備考）：校内	取組（・備考）：外部周知
4月	学校いじめ防止対策基本方針の確認 ・年度当初職員会議 第1回 学校いじめ防止対策委員会 ・組織、年間取組計画、担当者等の確認 児童への「そうだん」アイコンの周知	学校いじめ防止対策基本方針の周知 ・学校ホームページ公開、H&Sによる周知 相談窓口一覧・保護者チェックリストの周知 ① ・学校ホームページ公開、保護者会での周知
5月	校内研修 ① ・いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻 6つのポイント×4段階の理解	スクールカウンセラーだより配布 ①
6月	SCによる児童全員面接（5・6年生） ・面談結果の情報共有、必要に応じて対応 「ふれあい月間」いじめ実態把握アンケート ① ・Formsによる回答 → 個別の聞き取り いじめに関する授業 ① ・5年生：DVD「Stop! いじめII」の活用 ・6年生：SOSの出し方に関する教育	
7月	いじめ実態調査（都）	学校の取組周知 ・調査結果の報告と併せ、学校だよりで配信
8月	校内研修 ② ・いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上下巻 レーダーチャートの確認と事例研修	
9月		相談窓口一覧・保護者チェックリストの周知 ② ・学校ホームページ公開、保護者会での周知
10月		スクールカウンセラーだより配布 ②
11月	「ふれあい月間」いじめ実態把握アンケート ② ・Formsによる回答 → 個別の聞き取り いじめに関する授業 ②	
12月		学校の取組周知 ・調査結果と併せ、学校だよりで報告
1月	校内研修 ③ ・いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻 各学級の実態の振り返りとSCによる研修	
2月	「ふれあい月間」いじめ実態把握アンケート ③ ・Formsによる回答 → 個別の聞き取り いじめに関する授業 ③ 学校いじめ防止対策基本方針の改訂 ・学校評価に合わせて実施	スクールカウンセラーだより配布 ③
3月	次年度年間取組計画の策定	学校の取組周知 ・調査結果と併せ、保護者会で報告

※ この他、以下の項目については年間を通じて適宜行っていく。

- ① 教育相談体制を整え、必要に応じて相談を実施
- ② 生活指導夕会（毎週木曜日）における、気にかかる児童についての情報共有
- ③ 児童のトラブル等に関する情報の収集や共有
- ④ それぞれの問題に対する取組の進ちょく状況確認
- ⑤ 若手教員への指導・助言